

日住協 第581号
平成21年3月6日

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田 村 仁 人

「まもりすまい保険」保険料50%特別割引の実施について（特保住宅）

昨日、「日住協第580号」にて「住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行に向けた先行的社会実験・検証の実施」についてご案内いたしましたが、今般、(財)住宅保証機構のまもりすまい保険を利用した特保住宅（特定住宅）について、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでご案内いたします。

記

1. 保険料50%特別割引期間

平成21年3月9日から同年3月23日(当日消印有効)を特別割引期間とします。

ただし、補助見込み額の合計が予定額を超過した場合には、期間中であっても特別割引は打ち切られます。

2. 保険料50%特別割引の対象となる契約

住宅瑕疵担保責任保険（1号）および住宅瑕疵担保責任任意保険（2号）ともに対象となります。

3. 割引金額

特保住宅（特定住宅）として適用される「保険料+現場検査手数料（消費税込）」の合計額から50%が割引されます。

割引後の保険料等については、「保険契約申込書の申込担当者欄に記載された方」にFAXにて「保険契約申込受理証添付別紙」を送付いたしますので、ご確認ください。

4. 保険料50%特別割引の対象とならない契約

すでに申込された住宅は対象外です。

いったん申込後にキャンセルした住宅も対象外です。

例えば、まもりすまい保険で、すでに申込されたものを取下げし、特別割引期間中に

再申込されたものは対象外となります（例えば、2号から1号への切替え等）。

5. 予定戸数

3万戸（保険法人5社の合計戸数）

6. 申込対象者

保険に加入する住宅供給事業者

期間中に新規に届出事業者となる方も割引対象となります。

7. 特別割引期間の書類受付要件

原則として、通常どおりの申込書および必要書類を提出していただく必要があります。ただし、特別割引期間中の特別ルールとして、受付の時点で最低限必要とする書類を通常より緩和し、以下のとおりとします。

特別割引期間受付必要書類（特別割引期間中の特別ルール）

・受付時の必須書類

保険契約申込書、建築確認申請書（建築確認申請書については申請予定のものを含め、特定行政庁や民間確認検査機関の受付印等がないものも受付できることとします。）

・受付後3営業日以内に提出していただく書類

上記を除く通常の申込に必要な書類

受付時点で建築確認済証が交付されていない場合は、初回の現場検査時まで提出していただきます。

	保険契約申込書	受付時必須
	確認申請書の写し <u>（確認申請書は申請予定のものを含み、特定行政庁や民間確認検査機関の受付印等は必要ありません）</u>	受付時必須
	設計図書等一式	3営業日以内に提出
	設計内容確認シート	3営業日以内に提出
	請負契約書の写し	3営業日以内に提出
	建設住宅性能評価引受書の写し （性能評価有りの場合のみ）	3営業日以内に提出
	確認済証	初回の現場検査時まで提出

8. 問合せ先

(社)日本住宅建設産業協会 担当：水野・田頭・菊原・岩脇 電話：03-3511-0611